5

（様式１－１Ａ）（表面）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第１号様式）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

1　受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の作成するプランに基づく就労支援を受けること

①月１回以上、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の面接等の支援を受ける

②月２回、公共職業安定所で職業相談等を受ける

③週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※則第３条第二項に該当する者については、②、③を除く。

2　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと

3　再支給の申請ではないこと**（過去に住居確保給付金を受けたことがない）**、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）されたこと

4　申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

1　以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること

① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合

② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加しかつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合

③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）

④ 申請内容に偽りがあった場合

⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合

⑦ 受給者が生活保護を受給した場合

⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から２年を経過した場合

⑨ 中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合

2　本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること

3　支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
　また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

4　支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

【求職番号の記載】

公共職業安定所から付与された求職番号　| | | | | | | | | | | | |

令和　　年　　月　　日

☐ 上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

（◆次のうち必ずいずれかにチェックを入れてください）

☐ 私は、過去に世田谷区以外で住居確保給付金を受給したことはありません。

☐ 私は、過去に世田谷区以外で住居確保給付金を受給したことがあります。（自治体名：＿＿＿＿＿）

世田谷区長あて

申請者氏名